

月丁未朔己酉、饗賜群臣伴造於朝堂。又孝德紀大化元年秋七月己卯云々大夫與百伴造等なごみえしは國造伴造を並云る也。孝德紀には、二造を並て、伴造のみいへる處々に多し。 伴造姓をしも連姓下首姓の次に置るものは天武朝廷十二年九月乙酉朔丁未水取造刑部造物部首云々賜姓曰連とみえしに依れり。

〔拾芥抄中本戸錄〕直

戸錄アダヒ

〔古事記上〕建比良鳥命此出雲國造(中略)津島縣直遠江國造等之祖也。

次天津日子根命者(中略)倭田中直(中略)

之祖也。

〔古事記傳七〕直は書紀に阿多比延と訓る所あるアタヒエ と和名抄和泉國和泉郡の郷名に、

山直也

多倍

ある

を合せて、阿多閉と訓べし、かの阿多比延の比延を切めて閉と云なり、山直

名義未考得す、延は兄なるべし直字は借字なり、續紀廿八に、庚午年籍に直姓

に、費字を書れたりしに見ゆ、姓氏錄に直者謂

君也とあるは、宜汝爲君治之とある詔に就て註せるなり、此戸も凡て國々の處々にある姓に

附たれば、其處の君たる意にてはあるなり。

〔倭訓栞前編二〕あたひ直字をよめり、物のねをいふ也、當易の義てか反た也、字書に直は準當也

と見えたり、延喜式に佔もよめり、價も同じ姓に直をあたひとよむも同義也、よて日本紀に費直とも見えたり、又あたひえとよめるも當得の義なるべし、續日本紀には費の一宇をも用ゐたり、よて三代實錄に費字を用ゐるを忌て訴へし事など見えたり、姓氏錄に直者謂君也とあるは、宜汝爲君治之との詔に就て註せるなりといへり。

〔古史傳八〕直は○中名義は師はいまだ考得すと云直兄にはあらざるか、大兄少兄なごの例の稱さばかりは、師も既く言れたりき、其は常言に、物の替を出すことを阿多比をものすなど云を按に天皇命の御手に代て、地を治むる由にて、直兄と稱たる號なりしが、戸とは爲れるならむか。

〔姓序考〕直